

(設置目的)

第1条 地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「包括支援センター」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう公正・中立な機関として事業を実施し、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことによりその保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置する。

2 包括支援センターの名称及び担当圏域は別表のとおりとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、老人福祉法及び釧路市地域包括支援センター運営協議会設置要綱において使用する用語の例のほか次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域ケア会議 包括支援センターが主催する個別ケースを検討する会議（地域ケア個別会議）および地域ケア個別会議等で把握した地域課題の解決に向けた検討を行う会議（地域ケア推進会議）であり、医療、介護等の専門職をはじめとする、民生委員、自治会長等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。
- (2) 釧路市地域ケア会議 医療、介護等の専門職や民生委員をはじめとする地域の関係者とともに、地域ケア会議等で把握した地域課題等の検討を行うことで、地域づくりや政策形成に結びつけていくことを目的とした会議である。
- (3) 専門職員会議 包括支援センターに従事する専門職員（第7条第1項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）と市が協働し、第3条に掲げる事業を推進していくための検討を行うことを目的とする会議をいう。
- (4) 早期発見・見守りネットワーク 高齢者の虐待等を未然に防止するため、関係機関が相互の連携を図り高齢者虐待の早期発見や見守りを目的としたネットワークをいう。
- (5) 担当地区 地域の高齢者等の処遇に関し包括支援センターが主としてサービスを提供する地区をいい、包括支援センターは別表に掲げる地区を担当するものとする。

(事業)

第3条 包括支援センターにおいては次の事業を実施する。

- (1) 法第115条の22に規定する指定介護予防支援
- (2) 法第115条の45第1項第1号二および第2項第1号第2号第3号に規定する地域支援事業
 - 一 介護予防ケアマネジメント 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援または特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
 - 二 総合相談支援事業 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関等との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために総合的な支援を行う事業
 - 三 権利擁護事業 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
 - 四 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等

対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう包括的かつ継続的な支援を行う事業

(3) 地域ケア会議推進事業 第2条(1)の地域ケア会議を設置、運営する事業

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める保健医療の向上及び福祉の増進に関する事業

(委託等)

第4条 市長は、前条に掲げる事業を適切に運営することができると認められる医療法人、社会福祉法人等に委託できるものとする。

2 前項の規定に基づき事業の委託を受けた法人（以下「受託法人」という。）は、次条第1項の規定に基づく届出を行い、包括支援センターを設置するとともに、釧路市条例で定める基準を遵守しなければならない。

3 前項の規定に基づき包括支援センターを設置する者は、市長に対して事業所ごとに指定介護予防支援事業所の指定申請を行い、指定を受けるものとする。

4 包括支援センターを設置する者は、事業の趣旨を踏まえ市民からの信頼を損なうことがないよう包括支援センターの公正・中立な事業運営に万全を期すものとする。

(包括支援センターの設置等の届出)

第5条 受託法人は、地域包括支援センター設置の届出書（第1号様式）により必要事項を市長に届出るものとする。

2 前項の規定に基づく届出事項に変更があったときは、地域包括支援センター事業変更届出書（第2号様式）により変更事項を市長に届出るものとする。

3 第1項の届出を行った受託法人において受託事務の廃止又は休止若しくは再開するときは、地域包括支援センター事業廃止・休止・再開届出書（第3号様式）により市長に届出るものとする。

(事業の実施等)

第6条 包括支援センターにおいて行う事業は、担当地区内の高齢者やその者を現に養護する者、これらの者に関わる各種サービス事業者及び地域の関係機関等を基本として次条第1項各号に掲げる専門職員が連携してこれを行ふものとする。また、事業の実施にあたっては、高齢者に提供されるサービスが理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないよう公正・中立性を確保しなければならない。尚、上記の事業については、現に支援を行っている高齢者が担当地区外に居住した場合であっても、市との協議に基づきサービス提供を継続することが出来るものとする。

2 指定介護予防支援事業所の指定を受けた事業所については、当該事業の実施にあたって釧路市条例で定める基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等基準等に関する条例を遵守するものとする。尚、当該事業の実施にあたり利用者から交通費の支払を受けることは原則不可であるが、災害等不測の事態に際し、やむを得ず担当地区外在住の利用者から交通費の支払を受ける必要がある場合には、事前に市と協議をし認められた場合に限り可能とする。また、交通費の支払を受ける場合にはあらかじめ利用者の同意を得なければならない。

3 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務にあたり、次条第1項第1号第2号3号に掲げる専門職員は同項第5号に掲げる介護支援専門員よりも担当件数を上回らないものとする。

4 センター長は、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の業務を把握し、業務指導及び管理に努めるため、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務は担当しないことを基本とし、処遇困難ケース等をやむを得ず担当する場合であっても、おおむね月5件程度を上限とするものとする。

5 包括支援センターは、実施した事業について自ら評価を行い、評価等から明らかとなった担当地域の住民ニーズや課題に基づき年間の事業計画及び月間の事業計画を定め事業を計画的に実施するものとする。

6 包括支援センターは、相談を受けた要援護高齢者等に関する世帯や住居の状況、日常生活動作等の基礎的事項、公的保健福祉施策等の実施状況、相談内容と対応、処遇目標達成状況及び今後の課題等を

記載した台帳を整備するとともに、これを適切に管理し、継続的支援及び処遇の適正な実施を図るものとする。

- 7 包括支援センターは、地域ケア会議を定期的に開催し、関係行政機関及び各種サービス実施機関並びに地域の関係機関等との連携に努めるとともに、会議で共有された地域課題を地域づくりや政策形成につなげていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の円滑な実施を図るものとする。
- 8 包括支援センターは、虐待の早期発見や見守りを担う「早期発見・見守りネットワーク」を構築し虐待の早期発見・予防を推進するとともに、ネットワークと連携を図り定期的に会議を開催するものとする。
- 9 包括支援センターに従事する職員は、他の包括支援センター職員と連携を図るとともに、定期的に専門職会議を開催するものとする。
- 10 市は、各包括支援センター間の情報交換並びに連携を図るとともに、地域ケアの課題の把握や対応策について検討する釧路市地域ケア会議を開催するものとする。
- 11 包括支援センターは、休日・夜間等における高齢者等の緊急時において24時間体制で応対できるよう職員体制を整えるものとする。また、関係機関に夜間や休日の包括支援センター職員の緊急連絡先を登録しておくものとする。
- 12 災害発生時の緊急対策等のマニュアルを作成し、利用者の安全確保対策及び市への状況報告等について、責任体制を明確にするものとする。
- 13 包括支援センターの運営業務に関して必要な範囲における市が主催する事業への協力、出席を要請する会議への参加をするものとする。

(職員体制等)

第7条 包括支援センターには、事業を統括する管理責任者（以下「センター長」という。）を置くとともに、原則、専らその職務に従事する次の常勤・専従職員を各1名以上配置しなければならない。

- (1) 保健師又は地域ケア、地域保健等に関し経験があり、かつ地域に在住する高齢者を対象に、健康の維持・増進や、介護予防、疾病予防等を目的とした業務（健康相談や講話等）に1年以上従事した看護師
 - (2) 社会福祉士又は福祉事務所における現業事務に通算して5年以上または介護支援専門員の業務に通算して3年以上従事した経験を有し、かつ高齢者の保健又は福祉に関する相談等の業務に3年以上従事した経験を有する者
 - (3) 主任介護支援専門員又は下記のいずれかに該当する者
 - 一 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
 - 二 センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者
- ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市町村に報告すること。
- ア 主任介護支援専門員研修の受講予定日
 - イ 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の氏名（複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算した場合において、助言担当者と二の者が従事するセンターが別である場合は、当該助言担当者が従事するセンターの名称及び所在地）
 - ウ 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内

- 容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）
- (4) 事務職員は原則、常勤・専従とするが短時間かつ事務職としての業務に支障のない範囲で他の業務との兼務を要する場合等には市と協議すること
- (5) 介護予防支援業務の専従とする介護支援専門員を、1人以上配置すること。ただし、業務に支障のない範囲で包括的支援業務に携わることを妨げないものとする
- 2 前項各号に掲げる専門職員については、包括支援センターとして実施する事業（指定介護予防支援事業を含む。）以外の事業等を兼務することはできない。ただし、各職種複数配置の場合、前項に該当する職員以外についてはこの限りでない。
- 3 センター長は、常勤の職員または、指定介護予防支援事業所の管理者とする。ただし、阿寒地域包括支援センター及び音別地域包括支援センターについてはこの限りではない。
- 4 包括支援センターの設置者は、第1項に掲げる職員に地域包括支援センター職員研修を受けさせなければならない。
- 5 包括支援センター担当圏域の第一号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合は、第一号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに、当該年度において第1項に掲げる職員のいずれか1人を追加で配置する。
- 6 職員が産休・育休、退職等で欠員となった場合には、速やかに欠員の解消に努めること。尚、欠員解消が困難な場合には、指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の増員や法人内指定居宅介護支援事業所等への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント委託件数の増加等により対処することとする。

（職員証）

- 第8条 包括支援センターの専門職員は、所属する包括支援センターが発行する地域包括支援センター職員証（第4号様式）を携行するとともに、初回訪問時や利用者又はその家族等から求められたときはこれを提示しなければならない。
- 2 専門職員は、氏名を変更し、又は職員証を汚損、若しくは紛失したときは速やかに地域包括支援センター職員証再交付申請書（第5号様式）を所属する包括支援センターに提出し職員証の再交付を受けなければならない。
- 3 専門職員は、再交付（紛失による場合を除く。）を受けようとするとき、又は退職したときは所属する包括支援センターに職員証を返還しなければならない。
- 4 専門職員は、職員証を改ざんし、汚損若しくは紛失又は他人に貸与、若しくは譲渡してはならない。

（秘密の保持）

- 第9条 包括支援センターの設置者及び包括支援センターの職務に従事する者又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 包括支援センターの設置者は、包括支援センターの職務に従事していた者が正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 包括支援センターの設置者は、地域ケア会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならぬ。但し、次に掲げる場合については、この限りではない。
- ア 法令の定めがある場合
- イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ウ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（情報の公開）

第10条 包括支援センターは、利用者等より相談に係る記録等について、情報公開の申し出があった場合には、市に報告し協議の上対応するものとする。

(報告等)

第11条 市長は、事業の適かつ積極的な運営を確保するため、包括支援センターに次の各号に掲げる事項に関する報告を求めるものとする。

- (1) 毎月の事業実施状況
- (2) 事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 職員毎の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント件数（年1か月分程度）
- (4) 事業年度終了後の事業報告書及び収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める報告書等

2 市長は、前項各号に掲げる報告に疑義があるとき、その他事業の適正な運営を確保するために必要と認められるときは事業実施状況等に関する調査を行うものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められるとときは契約期間内であっても委託を取り消すことができるものとする。

(会計の区分)

第12条 包括支援センターは、法人内の他の事業と区分した事業会計とすることとし、指定介護予防支援事業の会計と他の事業の会計を区分しなければならない。

(利用料)

第13条 包括支援センターの利用料は原則として無料とする。

(釧路市地域包括支援センター運営協議会の関与)

第14条 包括支援センターの事業が適切、公正・中立かつ円滑な業務の実施を確保するため、釧路市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえることとし、必要な事項は釧路市地域包括支援センター運営協議会設置要綱に定めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、包括支援センターの運営について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成18年4月1日から実施する。

(設置を行うために必要な準備)

第2条 市長は、この要綱の施行期日前においても、包括支援センターの設置に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は平成21年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から実施する。

別表（第1条第2項関係）

| No | 名 称 | 担当圏域 | 担 当 地 区 |
|----|-------------------|--------|--|
| 1 | 釧路市阿寒地域包括支援センター | 阿寒地区 | 阿寒地区全域（阿寒湖温泉、飽別、旭町、上阿寒、上舌辛、上徹別、北新町、北町、紀の丘、舌辛、下舌辛、下徹別、下布伏内、新町、蘇牛、大正、知茶布、中央、徹別中央、中阿寒、中徹別、仲町、西阿寒、西徹別、仁々志別、東舌辛、富士見、布伏内、雄別横山） |
| 2 | 釧路市音別地域包括支援センター | 音別地区 | 音別地区全域（あけぼの、朝日、海光、川東、川西、キナシ別、共栄、光和、尺別、尺別（岐線）、チノミ台、チヤンベツ、直別、中園、ヌブキベツ、ノトロ、馬主来、パシクル湖畔、風連、二俣、二俣川向、北栄、緑町、ムリ、本町、若草） |
| 3 | 釧路市西部地域包括支援センター | 西部地区 | 北園、鳥取大通、鳥取南、鳥取北、新富士町、西港、昭和、昭和北、昭和中央、昭和南、昭和町、安原、鶴野、鶴野東、中鶴野、星が浦大通、星が浦北、星が浦南、北斗、大楽毛、大楽毛西、大楽毛南、大楽毛北、音羽、新野、鶴丘、駒牧、桜田、山花、美濃、青山 |
| 4 | 釧路市中部附北地域包括支援センター | 中部地区北部 | 古川町、入江町、光陽町、中園町、東川町、豊川町、愛國、愛國東、愛國西、美原、芦野、文苑、広里 |
| 5 | 釧路市中部南地域包括支援センター | 中部地区南部 | 北大通、末広町、栄町、川上町、旭町、錦町、黒金町、幸町、浪花町、寿、南浜町、宝町、浜町、仲浜町、海運、白金町、若竹町、若草町、喜多町、春日町、新川町、駒場町、川端町、川北町、堀川町、若松町、新釧路町、住之江町、共栄大通、松浦町、新富町、双葉町、新栄町、中島町、花園町、柳町、新橋大通、暁町、治水町 |
| 6 | 釧路市東部附北地域包括支援センター | 東部地区北部 | 南大通、大町、入舟、港町、知人町、米町、弥生、浦見、宮本、富士見、柏木町、幣舞町、大川町、材木町、千歳町、鶴ヶ岱、住吉、千代ノ浦、城山、春湖台、弁天ヶ浜、緑ヶ岡、貝塚、武佐、春採5丁目 15番～18番、春採7丁目、春採8丁目1番・2番・6番～9番 |
| 7 | 釧路市東部南地域包括支援センター | 東部地区南部 | 春採1丁目～4丁目、春採5丁目1番～14番・19番～22番、春採6丁目、春採8丁目3番～5番・10番～17番、紫雲台、興津、益浦、桜ヶ岡、白樺台、桂恋、三津浦、高山 |